

認可地縁団体制度のご案内

～ 町内会・自治会の法人化 ～



認可地縁団体って何？

町内会・自治会等の地縁による団体が、市町村長の認可を受けて法人格を取得することにより、町内会・自治会名義で不動産登記等ができるようになります。このような法人格を取得した町内会・自治会のことを「認可地縁団体」と呼びます。

法人格を取得（法人化）すると、こんなメリットがあります！

1

不動産登記や各種契約を団体名義で行うことができるため、個人名義で登記していることで生じる団体財産と個人財産の混同によるトラブルがなくなります。

2

登記名義人となっている代表者等が変更するたびに必要となっていた登記名義人の変更登記が不要となり、この手続に必要な登録免許税等が不要になります。

3

法人が契約主体となることで、地域活動が充実し、また法律上の責任の所在が明確化されることで、個人への負担が軽減されます。



認可申請ができる団体の要件

- 1 地縁による団体であり、地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境美化、親睦活動など）を現に行っていること。
- 2 地縁による団体の区域が、客観的に明らかなこと。（例：～町～丁目全域）
- 3 区域に住所を有するすべての個人は構成員になることができ、また、その相当数の者が現に構成員になっていること。
- 4 規約を定めていること。（必ず定める項目は8つ！：① 団体の目的 ② 団体の名称 ③ 区域 ④ 主たる事務所の所在地 ⑤ 構成員の資格に関する事項 ⑥ 代表者（会長）に関する事項 ⑦ 会議に関する事項 ⑧ 資産に関する事項）

申請から認可までの流れは裏面へ👉

～ 申請から認可までの流れ ～

1 皆さんで話し合い

まず、町内会・自治会の中で、申請を行うかどうかを話し合ってください。

2 総会の開催

- ◆ 申請を行う場合は、町内会・自治会の総会で決議する必要があります。
- ◆ 決議する事項は、申請すること及び申請に必要な書類に関する事項です。

3 各種申請書類の作成

- ◆ 申請に必要な次の各種書類を作成してください。
(1) 認可申請書 (2) 規約 (3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (4) 構成員の名簿 (5) 活動状況を示す書類 (6) 申請人が代表者であることを示す書類
- ※ 申請先の区役所地域起こし推進課に相談しながら進めましょう。

4 申請

- ◆ 町内会・自治会のある区役所地域起こし推進課へ申請してください。

5 審査・認可・告示

- ◆ 区役所において、審査を行い、要件を満たしていれば認可します。
- ◆ 認可する場合は、告示を行うとともに、個別に連絡します。

この告示により、町内会・自治会の法人化が完了します！



！ 認可後の注意事項 ！

認可地縁団体には、次の1～5の義務があります。

- 1 告示事項の変更の届出（告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要となります。）
- 2 規約の変更の認可（規約を変更する場合、市長の認可が必要となります。）
- 3 財産目録の作成及び備え置き（認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置く必要があります。）
- 4 構成員名簿の備え置き（構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加える必要があります。）
- 5 総会の開催（少なくとも毎年1回、通常総会を開く必要があります。）

お問合せ先・申請先

中区地域起こし推進課	TEL082-504-2546	安佐南区地域起こし推進課	TEL082-831-4926
東区地域起こし推進課	TEL082-568-7704	安佐北区地域起こし推進課	TEL082-819-3904
南区地域起こし推進課	TEL082-250-8935	安芸区地域起こし推進課	TEL082-821-4905
西区地域起こし推進課	TEL082-532-0927	佐伯区地域起こし推進課	TEL082-943-9705